

保護者様

枚方市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴う出欠等の取扱いについて（お願い）

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴い、「出席停止」の取扱いの見直しを行いましたので、お知らせします。

なお、ご家庭におかれましては、引き続き、「身体的距離の確保」「マスク着用」「手洗い」「こまめな換気」など、新しい生活様式を実践いただき、基本的な感染症対策の徹底を改めてお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見、差別が生じないよう、冷静な対応をお願いします。

記

◆ 「出席停止」「欠席扱いとならない」場合 ◆

- ① 児童生徒本人・同居者が「感染者／陽性者」と診断を受けたもの
- ② 児童生徒本人が濃厚接触者及びその可能性があるもの
- ③ 児童生徒本人が体調不良による PCR 検査等受検待ち及び結果待ちである場合によるもの
- ④ 児童生徒本人が発熱・風邪・倦怠感等の症状があるまたは同居者が発熱・風邪・倦怠感等の症状がある場合によるもの（アレルギー症状等、コロナウイルス感染症によるものではないと判断できる場合は除く）

※上記①～④の場合は、学校までご連絡ください。なお、学校と連絡が取れない平日夜間及び土日祝日につきましては、学校があいている時間に（平日：9時～17時）、改めて、ご連絡ください。卒業後及び春季休業中の連絡につきましては、先日お知らせしました「卒業後及び春季休業中の新型コロナウイルス感染症の陽性報告について」のとおりです。

- ⑤ 主治医による指示（新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いためなど）によるもの
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染が不安（各校へご相談ください）によるもの

【問い合わせ先】枚方市教育委員会 学校教育部 教育支援室 学校支援担当

電話 050-7105-8045（平日、午前9時～午後5時30分）